

板橋区成人歯科検診事業実施要綱

(平成 11 年 3 月 25 日 区長決定)

(平成 13 年 8 月 30 日 一部改正)

(平成 17 年 6 月 21 日 一部改正)

(平成 18 年 6 月 14 日 一部改正)

(平成 19 年 7 月 30 日 一部改正)

(平成 20 年 3 月 25 日 一部改正)

(平成 25 年 3 月 27 日 一部改正)

(平成 26 年 8 月 14 日 一部改正)

(平成 29 年 3 月 31 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、成人区民の歯及び口腔内の健康保持の一環として、歯周疾患などの早期発見及び早期治療の促進を図るため、成人歯科検診事業（以下「検診」という。）の実施について必要な事項を定め、区民の良好な歯及び口腔内の健康保持に資することを目的とする。

(対象者)

第 2 条 検診の対象者は、次のいずれかに該当する者で、検診を希望するものとする。

(1) 区の住民基本台帳に記載されている各年度末現在満 40 歳、満 45 歳、満 50 歳、満 55 歳、満 60 歳、満 65 歳及び満 70 歳の者

(2) 各年度末現在満 40 歳、満 45 歳、満 50 歳、満 55 歳、満 60 歳、満 65 歳及び満 70 歳の者で、区長が特に認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の要件のいずれかに該当する者は、対象としないことができる。

(1) 医師により現に何らかの歯科疾病の治療を行おうとしている者又は治療を継続している者

(2) 職域などで、事業主又は保険者が実施する保健サービスであって、この要綱に定める検診に相当するものを受診した者及び受診機会のある者

(受診回数)

第 3 条 受診できる回数は、同一人につき当該年度 1 回限りとする。

(検査の内容)

第 4 条 検診は、次の各号に掲げる内容により実施する。

(1) 問診、口腔内の診査

(2) 成人歯科疾病に関する受診者への情報提供

(3) 受診結果の説明及び適切な指導

(自己負担金)

第 5 条 検診を受診する者の自己負担金は、500 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、自己負担金を徴収しない。

(1) 年度末現在満 70 歳の者

(2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯に属する者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号（同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付含む。））による中国残留邦人等に対する支援給付の受給者

(4) 区民税非課税世帯に属する者

(受診券の交付)

第6条 受診を希望する者は、あらかじめ成人歯科検診受診券（以下「受診券」という。）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、無料で受診を希望する前条第2項各号に該当する者は、あらかじめ無料表示のある受診券（以下「無料受診券」という。）の交付を受けなければならない。

(受診方法)

第7条 受診者は、受診する際に受診券を提出し、自己負担金を支払った後、受診するものとする。

2 無料受診券の交付を受けた者は、受診する際に無料受診券を提出し、受診するものとする。

(事業委託契約)

第8条 区は、歯科医師会と委託契約を締結することができる。

(記録の保存)

第9条 区及び受託者は、結果票などの関係書類を5年間保存するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検診に関する必要な事項については、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。